

第 6 5 号議案

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長、軽自動車税の税率の特例に係る要件の変更及び適用期限の延長並びに優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長等を行う必要がある。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第14条中「各号の一」を「各号に掲げる者のいずれか」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第2条の2の2第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第3条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

付則第6条第1項の表中「適用される」を「適用する」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「第39条」を「第39条第1項第2号」に、「次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句」を「同号イ中次の表の左欄に掲げる字句」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

付則第6条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に、「第39条」を「第39条第1項第2号」に、「次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句」を「同号イ中次の表の左欄に掲げる字句」に改め、同項の表

を次のように改める。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

付則第6条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「第39条」を「第39条第1項第2号」に、「次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句」を「同号イ中次の表の左欄に掲げる字句」に改め、同項の表を次のように改める。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

付則第6条に次の4項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 第2項から前項までの規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前項	前項（付則第6条第2項から第7項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
同項各号	前項各号

付則第7条第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項、第14条及び付則第2条の2の2第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項、第14条及び付則第2条の2の2第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。